

氏名	ナンス ナンダァ アウン
学位の種類	博士(経営学)
学位記番号	甲第27号
学位授与年月日	2020年3月21日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当(課程博士)
学位論文題目	ミャンマーの「体制」転換—経済発展戦略の視点から—

論文審査委員	委員	教授	家本博一
	委員	教授	木船久雄
	委員	教授	岡本純
	外部審査委員		井上武

1. 本論文の目的

本論文は、次のような二つの点を明らかにすることを目的としている。まず、第1には、イギリス植民地時代から現代(2011年～2016年のティンセイン政権時代)に至るまでの政治・経済・社会に関する現実の変遷過程について、これを体制選択、あるいは政策選択という視点から整理した上で、ティンセイン政権時代に実施されたミャンマーの「体制」転換(後述)の現実とその実績の評価、さらには、その特徴や意義を明らかにすることである。第2には、イギリスからの独立以降も長年にわたって軍部独裁政権が続いていたミャンマーにおける真の意味での体制転換の方向性とあり方について、ティンセイン政権時代に実施されたミャンマーの「体制」転換過程に関する分析結果を踏まえて改めて問い直すことである。

本論文が何ゆえ体制選択(転換)、あるいは政策選択(転換)という視点から分析を進めようとしているのかという点に関しては、著者は、ミャンマーの独立直後の歴史的な現実を指摘して、体制選択、あるいは政策選択という視点に立つての分析についてその正統性を以下のように説明する(評者による要約)。

イギリスからの独立という新たな再出発の機会を手に入れたにも拘らず、植民地時代における資本主義支配の経験(体験)を記憶するミャンマーのほぼ全ての社会階層は、独立後の政治・経済・社会体制として資本主義体制を維持・継続していくことに関して全面的に否認し、拒絶する姿勢を示したため、植民地時代の資本主義体制とは正反対の政治・経済・社会体制と考えられた社会主義体制を建設することについて、何らの疑問や疑義もなく、独立後直ちにこれに着手することとなった。しかも、独立達成時まで、民族的な意思と意向のあり方について、そのほぼすべてを委ねていたアウンサン将軍個人が独立直後に暗殺されてしまった結果、植民地時代の資本主義体制について全く評価、検討もなされないまま、また、新たに導入・建設しようとする社会主義体制についてこれまた何らの分析や評価を加えないまま、軍部による統治に依存する形で社会主義体制を導入する結果となった。その後も、軍部による統治を前提とした形での制度変更が繰り返されただけであり、体制そのものを抜本的に見直したり、根本的な変革を試みたりすること

がなかったため、政治面や経済面で対内的・対外的に重要な節目に直面した際にも、その時々の政権は、現実妥当性を欠く体制選択、あるいは政策選択を繰り返すこととなった。この結果、ミャンマーの政治・経済・社会には、長年にわたる歪みや悪影響が蓄積されることとなった、と。

このように、本論文は、ミャンマーにおけるこれまでの政治・経済・社会の変遷過程について、体制選択、あるいは政策選択という視点からその基本的な特徴と問題点を明らかにすると共に、それぞれの時期、時代のあり方について政治・経済・社会体制という視点からその基本性格を明らかにしようとしている。

2. 本論文の構成

本論文は、第1部と第2部の2部、計7章から構成されている。また、ミャンマーの過去と現在の政治・経済・社会及び歴史に関して、わが国では今もさほど知られていない部分が存在することを考慮して、本論文では、ミャンマーに関する基本情報、人名・事項に関する説明に加えて、通貨単位、統計年区分、さらにはビルマとミャンマーの国家名称（現在も一部に混同が見られる）などについても説明が加えられており、本論文への理解を深めるための工夫が幾つか施されている。

<目次>

はじめに

序章

第1節 ティンセイン政権による「体制」転換

第2節 ミャンマーの概要

凡例と人名録

第1部 第2次世界大戦後から現代までの政治・経済・社会の変動

第1章 アウンサン将軍時代の「植民地支配からの独立の時代」～ウーヌ政権時代の「仏教社会主義の時代」（1948年～1962年）

第1節 アウンサン将軍の時代（植民地時代）

第2節 ウーヌ時代の政治と経済政策

第2章 ネ・ウィン政権時代

—「国家法秩序評議会 SLORC」と「ビルマ式社会主義」の時代（1962年～1988年）

第1節 ネ・ウィン将軍による政権奪取と統治

第2節 ネ・ウィン時代の経済政策

第3節 ネ・ウィン時代の経済政策一度重なる修正とその結果

第3章 タンシュエ時代 —「国家平和発展評議会 SPDC」の時代（1988年～2010年）

はじめに

第1節 ソウマウンと国家法秩序回復評議会（SLORC）の時代

第2節 タンシュエ時代の国内統治とアウンサンスーチー

第3節 タンシュエ時代の経済政策

第2部 ミャンマーの「体制」転換

第4章 「体制」転換と政治・経済改革

— ティンセイン政権下での「体制」転換の時代（2011年～2016年）

第1節 ティンセイン大統領の施政方針演説とその概要

第2節 ミャンマーの経済・社会における政策と改革（2012年～2015年）の
成果レビュー

第5章 ミャンマーの「体制」転換

— ティンセイン大統領との単独インタビュー 平和裡の権力移行

1. インタビューの目的と意図
2. ティンセイン大統領の紹介
3. 質問事項
4. ティンセイン大統領による返答とコメント
5. 面談内容の要約
6. 面談内容に関する筆者の評価

第6章 ティンセイン政権時代の経済実績とその推移

第1節 ティンセイン政権時代の改革理念とその手法

第2節 ティンセイン政権時代でのマクロ経済の変化

第3節 ティンセイン政権の終焉

第7章 結語

— ミャンマーにおける「体制」転換の特徴と基本性格、そして今後のあるべき姿

あとがき

参考文献

資料等

3. 本論文の概要とその位置づけ

以下では、第1部と第2部それぞれについて、その概要（分析の内容と成果）を説明した上で、その位置づけについて説明することとする。

<第1部>

第1部では、独立前後の時期からティンセイン政権の時期（2011年～2016年）に至る政治・経済・社会の変遷過程について、最高指導者及び権力支配層による国家統治の基本構想と社会経済建設の現実を分析対象とした上で、国家統治と社会経済建設のあり方とその（正負の）成果を明らかにし、権力支配体制の特徴と性格を分析している。その際、著者は、日本語と英語による先行研究を振り返る中で、その大半が、①政治と社会の側面に焦点を当てた分析であったこと、②ティンセイン政権に至るまで、社会と経済の側面についての統計的な実績分析をほと

んど行っていないこと（但し、統計資料の未公開という事情もあるが）、さらには、③ティンセイン政権下での体制変革過程に関する具体的、政策的な分析が行われていないこと、といった点を考慮し、（その一部に統計数値の作成・集計方法等に一定の疑問が残るものの）可能な限り政治・経済・社会に係わる政策選択の結果をもってそれぞれの時期の統治体制の特徴と問題点を明らかにしようとしている。

次に、個別の章ごとの分析内容について説明すると、以下の通りとなる。

第1章「アウンサン将軍時代の『植民地支配からの独立の時代』～ウーヌ政権時代の『仏教社会主義の時代』（1948年～1962年）」に関しては、第1節「アウンサン将軍の時代（植民地時代）」では、イギリス植民地時代、ミャンマーは自由貿易国として一定の繁栄を実現していたが、これは、宗主国イギリスによる農業・鉱業部門での搾取を基礎とした経済発展であったため、かえってミャンマー国民の反イギリス感情と資本主義体制への強いアレルギーを生み出すこととなった。このため、独立の父アウンサン将軍の暗殺後も、植民地時代についての再評価を行うことなく、独立国家ミャンマーを社会主義体制の建設に向かわせることとなった。そして、著者のこうした分析内容は、寡聞の誹りは免れないものの、日本語と英語での先行研究には見られないものであると言えよう。

次に、第2節「ウーヌ時代の政治と経済政策」では、独立後の初代首相ウーヌは、土地改革や基幹産業の国有化を目指した「経済二ヶ年計画」に基づき社会主義体制の建設を進めたが、この計画は、農民層、基幹産業の労働者らの強い反対に直面したため、僅かなうちに頓挫してしまった。その後、1952年には、ウーヌ政権は、「ビルマ社会主義新政権による政治経済の社会主義化」（ウーヌ）を企図して福祉国家計画（ピドウタ計画）を策定し、実施に移したが、急激な物価上昇による経済の混乱と「仏教国教化」という社会政治政策の失敗（仏教会及び仏教徒からの強い反発など）が重なり、ネ・ウィン将軍と国軍によるクーデタによって、1962年に打倒されることとなった。

このように、第1章を通じて、著者は、独立を達成したものの、1960年代初めの時期には政治・経済・社会などすべての面で混乱に陥ったため、新体制建設の成果を何ら生み出すことなく、混乱状況の一時的な解決策として国軍によるクーデタという権力移行劇に見舞われることとなった、という現実を説明している。

次に、第2章「ネ・ウィン時代—『国家法秩序評議会 SLORC』と『ビルマ式社会主義』の時代（1962年～1988年）」に関しては、第1節「ネ・ウィン将軍による政権奪取と統治」では、1962年クーデタによって政権掌握に成功した国軍とその最高司令官であるネ・ウィン将軍は「政治のビルマ人化」政策を強行し、ビルマ族を主体とする国軍による政治支配を目指した点が説明されている。また、第2節「ネ・ウィン時代の経済政策」では、「政治のビルマ人化」に続いて「経済のビルマ人化」が推進されると共に、主要な製造業部門が全て計画経済制度の下に置かれるだけでなく、農業部門においても、国家による農業部門への管理を強化するため、農産物供出制度が急ぎ実行に移された点が説明されている。さらに、第3節「ネ・ウィン時代の経済政策一度重なる修正とその結果」では、ネ・ウィン政権下での性急で独断的な社会主義体制の建設と計画経済制度の施行によって、ミャンマー経済に財政赤字の累増、外貨準備高の減少、インフレの進行、高額紙幣の廃止などの混乱状況が生じ、この結果、仏教界を巻き込んだ大規模な反政府運動が生じた。これを鎮圧するため、1988年、国軍は再びクーデタを起こし、ネ・ウィン政権と「ビル

マ式社会主義」体制は終わりを告げることとなったと説明されている。

このように、第2章を通じて、著者は、ネ・ウィン政権下で「ビルマ式社会主義」体制の建設が推進されたが、こうした試みは、結果的には社会・経済面での大幅な混乱を引き起こすだけに終わり、再び国軍によるクーデタによってしか事態を鎮静化させることができなかったという権力支配の実態を説明しようとしている。

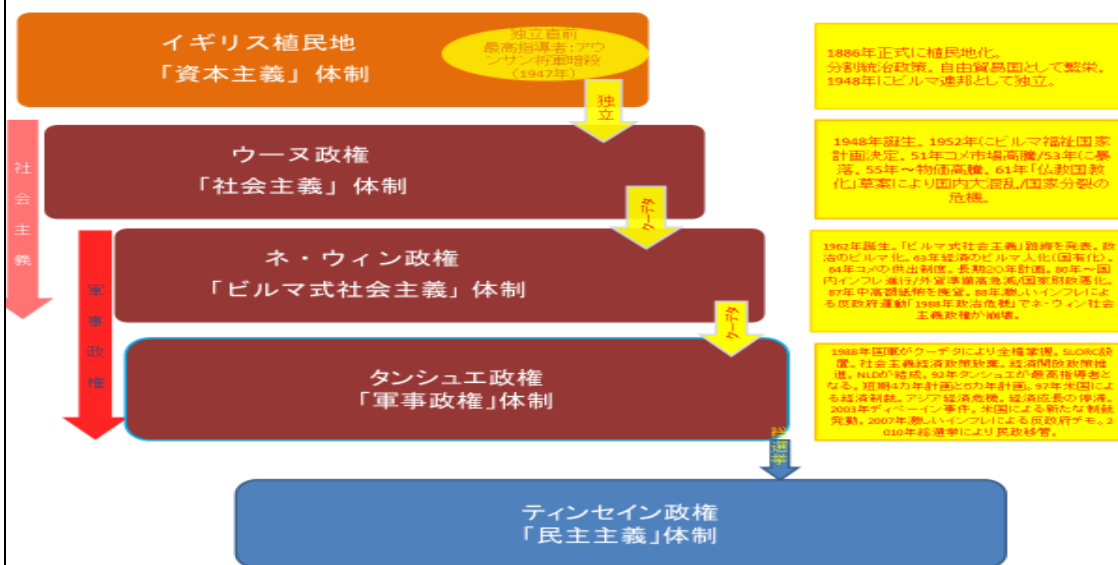
さらに、第3章「タンシュエ時代－「国家平和発展評議会 SPDC」の時代（1988年～2010年）」に関しては、著者は、「一般的に言えば、発展途上国が経済発展を実現する際には、民主的な政権よりも独裁政権（軍部独裁政権－評者挿入）の方が円滑に進められる場合が多いと言われている。こうした議論に基づけば、タンシュエ独裁の軍事政権下において、ミャンマーが社会的・経済的に大きく発展を遂げていても良かったはずであったが、結果は、そのようにはならなかった。なぜか。本章では、その要因となったアウンサンスーチーの突然の出現とタンシュエ政権による経済政策を軸にこれについて検証する」（論文から引用）と述べて分析の方向と概要を説明した上で、タンシュエ政権による社会経済政策の結果云々だけでなく、偶発的な出来事をきっかけとして突如政治と社会の表舞台に登場した独立の父アウンサン將軍の娘アウンサンスーチーの存在と行動をも分析視野の中に含んで考えることを明らかにしている。

そして、第1節「ソウマウンと国家法秩序回復評議会 (SLORC) の時代」では、軍事政権が実施した1990年総選挙において、アウンサンスーチー率いる国民民主連盟 NLD が圧勝したものの、軍事政権が選挙結果を完全に無視したことによって軍事政権と NLD との対立が激化した状況が説明されている。また、第2節「タンシュエ時代の国内統治とアウンサンスーチー」では、タンシュエ將軍が SLORC 議長、上級大将及び国家元首に就任し、文字通り独裁者としての地位を確立した一方で、アウンサンスーチーも国民からの強い支持を背景として軍事政権への抵抗運動を広範に展開したため、その影響力を恐れた国軍は、アウンサンスーチーに対して幾度も弾圧（恐喝・侮辱、逮捕・拘禁、自宅軟禁など）を加えた。しかし、これがかえって裏目となり、国際社会、とくに欧米諸国からの経済制裁を招く結果となった点が説明されている。さらに、第3節「タンシュエ時代の経済政策」では、1988年9月、SLORC が経済の部分的な対外開放を試みたものの、実質的な意味での対外開放政策とはほど遠い内容の措置であったため、こうした措置が軍事政権を存続させるためのものに過ぎなかった点が明らかとなり、ネ・ウィン政権時代に生じた国内経済の歪みを是正することにはつながらなかった。さらに、基礎的な食糧品やガソリン価格の急騰を招き、激しい反政府運動が生じたため、追い詰められたタンシュエは「自らその衣を替える選択」（タンシュエ）をし、2010年11月、総選挙を実施することとなった。選挙後の2011年2月、国軍幹部の1人ではあったが、ティンセイン將軍が大統領に選出され、同大統領の下で民政移管がようやく実現することとなった。そして、著者は、このような経緯を経てミャンマーにおいて初めて体制変革が政権にとっての主要なテーマとなった点を説明している。

以上のように、第3章では、軍部独裁体制下でのアウンサンスーチーの突然の登場が政治・経済・社会の現実に対していかに大きな衝撃を与える出来事となったのかという点、さらには、こうした大きな衝撃が、1960年代初頭から約50年間にわたって続いていた軍部独裁下での社会主義体制をようやく変革過程へ移行させる重大な契機となったという点が明らかにされている。

以上から、著者は、第1部を通じて図1に示される体制区分と体制移行の過程を明らかにすると共に、体制間での移行・転換がどのような状況の下で、どのような手段の下に進められたのかを明らかにしている。

図1 イギリス植民地時代から現代までの体制変遷過程（著者作成）



<第2部>

第2部に関しては、ティンセイン政権の時期に導入され、実施に移された様々な改革措置の全体像を明らかにするため、まず、著者は、第4章「『体制』転換と政治・経済改革」の第1節「ティンセイン大統領による施政方針演説とその概要」において、最高指導者のティンセイン大統領（当時）による施政方針演説を引用し、変革の基本構想とその概要を説明した上で、第2節「ミャンマーの経済・社会における政策と改革(2012年～2015年)の成果レビュー」において、同政権の下で改革立案と政策運営に直接担当していた人物から提供された内部資料を用いてその（正負の）成果を整理している。

次に、著者は、第5章「ミャンマーの『体制』転換ーティンセイン大統領との単独インタビュー：平和裡の権力移行」では、インタビューでの同大統領の発言を通して様々な改革措置の意図と目的、さらには変革の全体像を説明した上で、前述の政権幹部によって提供された資料を用いて、同政権による変革措置が、紆余曲折を経ながら辿り着いた改革過程の段階、あるいは水準を明らかにしようとしている。その際、著者は、同大統領の言葉と姿勢をできる限りそのまま伝えることによって、同大統領が着手し、実施しようとした様々な改革措置がいかに困難な状況下で考案され、推し進められたものであったかを明らかにしている。

こうした点に関連して、著者は、同大統領の施政方針演説の一部を引用し、変革そのものが、国家統治の再建、民族間の融和、国民経済の安定、「法の支配」、国家安全保障の実現といった国家機構の根幹部分に係わるものであったことを強調している。すなわち、「①連邦が分裂しないこと、②司法・行政の安定、③すべての民族が一致団結すること、というわが国の国是を引きついでいく。そのためには、(1) 国の力 (Political Power) ー全ての民族が団結した国家をつくる。(2) 経済力 (Economic Power) ーミャンマーは農業立国であるが、工業国へと変えていかななくてはならないこと。市場経済制度の導入と発展により、貧困の格差の是正と削減、また

都市と地方の生活格差の是正と削減も考え、バランスの取れた市場経済制度が構築できるように政策を実行していくこと。(3) 国防力 (Military Power) ー国の防衛とはすべての国民の義務であること」と。

さらに、著者は、同大統領とのインタビュー内容から初めて明らかとなった点について、次のように説明している。すなわち、同大統領の改革目標は「ミャンマーの発展と平和」であり、そのためには「政治」改革と「経済」改革を推進する必要があった。それは、軍政から民政への移管であり、中央集権による計画経済から自由な市場経済への移行であった。同政権によるこれらの改革については、大統領自身は、ミャンマーという国家が先進国という次のレベルに到達するために不可欠な成長の礎となるべき改革であったと位置付けている。加えて、著者は、同政権が、任期満了の1年程前から自らの改革について次期政権へ円滑に引き継ぐための準備を進めていたことも明らかにしている。そして、著者は、同政権によって実行されたこれら多くの政策の立案とその実行は、ミャンマーの「体制転換」への道途上の「体制」転換であることがインタビューによって明らかとなったという点を述べている。

そして、著者は、第6章「ティンセイン政権時代の経済実績とその推移」の第1節「ティンセイン政権時代の改革理念とその手法」において、同大統領とのインタビュー内容が改革に係わる基本文書(資料)の中でどのように記されているのかを確認し、さらに、改革手法としてどのような改革手法を採用していたのかを確認した上で、第2節「ティンセイン政権時代におけるマクロ経済の変化」において、改革過程の進捗状況について統計資料に基づく実績分析を進め、同政権による改革過程について肯定的な評価を示している。そして、著者は、第3節「ティンセイン政権の終焉」において、同政権による改革が一定の成果をもたらした点を指摘した上で、なにゆえ2015年実施の国会議員選挙で同政権がアウンサンスーチー率いるNLDに敗北したのかという点に関してその理由を説明することを通じて、ミャンマーでの体制転換が有する固有の基本性格を明らかにしている。すなわち、著者は、選挙における国民の目には、長年にわたって政治・経済・社会を力で治めてきた軍部独裁政権というネガティブな影と、独立の父アウンサン将軍の娘アウンサンスーチーの存在というポジティブな光という二つの光と影が選挙結果を決定づける最大の要因として働いたと説明することによって、同大統領とその政権にとっては、2015年の総選挙の敗北は想定内の結果ではなかったかと述べている。その上で、著者は、こうした点にこそ、ミャンマー「体制」転換の固有の基本性格が現れているとも述べている。

最後に、第7章「結語ーミャンマーにおける「体制」転換の特徴と基本性格、そして今後のあるべき姿ー」では、ティンセイン政権の改革過程は、ミャンマーでの社会主義体制から資本主義体制への体制転換、あるいは体制移行という視点から言えば、いまだ第一段階としての「体制」転換に過ぎず、今後、政治・経済・社会というすべての面での体制転換を実現する段階へ推し進める必要性を強調している。その際、著者は、同政権が実現に努め、NLD 新政権がその成果を受け継ぐこととなった「平和裏の権力移行」の実現こそが「体制転換」を実現する礎である点を改めて強調している。

このように、第2部を通じて、著者は、ミャンマーでの体制転換、あるいは体制移行のあり方について、現実の展開過程を分析することによってその特徴と性格を明らかにしようとしている。こうした点を見ると、本論文は、独立後のミャンマーでの政治・経済・社会の現実を体制

転換という視点から分析を加えることによって、ミャンマーでの体制変革について、現段階でのあり方と今後の方向性を明らかにした数少ない研究成果であると位置づけられる。

4. 本論文に関する留意点

上述のように、本論文は、ミャンマーでの国家統治と社会経済建設の展開過程を体制転換という視点から分析することによって、先行研究には見られなかった分析結果を提示することに成功している。

しかしながら、その一方で、本論文は、体制転換の視点から国家統治と社会経済建設の展開過程を分析対象としているにも拘らず、ミャンマーの歴史を振り返る時、軍部と並んで社会的、政治的な側面に最も強く大きな影響を及ぼしている「もう一つの」社会構成要素、つまり、仏教会の存在及びその教説の社会的、政治的な意義については、何ら触れることなく、それを研究対象の枠外のものとしている。ミャンマーの歴史を振り返る時、いかなる政権であっても、国家統治と社会経済建設にとってのいわば「最大で最後の支柱」と言うべき仏教会とその意思や行動を研究対象に含んでいないことは、本論文を評価する時、常に留意しておくべき点であると考えられる。この点に関しては、著者による他日なされるべき課題としてあえて付言しておきたい。

また、本論文は、著者がいわゆる「エスタブリッシュメント」の一員であるからこそ入手できた各種の資料や面談がその重要な基礎となっている。この意味では、本論文が他の研究者では入手できない資料等によって進められているという点は、本論文の学術的な価値を非常に高めるものであると共に、本論文を評価する時、そうした「エスタブリッシュメント」の一員ゆえの何らかのバイアスについても常に留意しておく必要がある。この点に関しては、真の意味での体制転換を目指すべきとの著者の展望を前提とすれば、著者を含む既存の「エスタブリッシュメント」とアウンサンスーチーら新興勢力との「関係」がどのように構築され、発展させられるのか、さらには、その際に、軍部の役割はどのようなものとなるのか、といった点が考慮されなければならないのではないかと思われる。

II. 本論文への評価等

Iで述べたように、本論文は、先行研究には見られなかった分析視点、つまり、体制転換、あるいは体制移行という視点からミャンマーでの国家統治と社会経済建設の展開過程を分析し、その特徴、問題点、性格、そして今後の方向性を明らかにしている。また、本論文は、体制変革の当事者であったティンセイン大統領（当時）へのインタビューに基づいて、さらには、同政権の幹部として改革措置を立案し実施に移してきた幾人かの人物から直接提供された未公開の資料等に基づいて変革過程の実績分析を進めるという他には見られない貴重な内容を含むものとなっている。とくに、ティンセイン大統領へのインタビューの内容は、施政方針演説の内容と比べても、変革過程への政権幹部の取り組み方、その姿勢を明確に示すものとして、その意義は極めて大きいものがある。この意味では、本論文は、ミャンマーの政治・経済・社会の現実過程を分析対象とする研究成果として高く評価することができる内容となっており、その学術的な価値は非常に高いと考えられる。

さらに、本論文は、上記のような他の研究成果にはない特性を有するゆえに、少なくともわ

が国においては、ミャンマーを分析対象とする社会科学研究にとっては、今後、貴重な先行研究として位置づけられ、活用されると考えられる。

このことに関して言えば、わが国では、近時、ミャンマーを対象とする社会科学研究の中では、欧米やアジアに本拠を有する多国籍企業による直接投資（製造業、農業、産業インフラ、教育、ロジスティクスなどの部門）という視点からの実証分析が多くなっていることから、本論文のような研究成果は、こうした一連の社会科学研究の内容を補完し、その礎となるべき諸点を示すものとして位置づけることができよう。

以上から、本論文に関しては、博士学位請求論文として「合格」の水準に達しているものと判断することができる。

以 上